

マイクロフィルム複製・廃棄業務委託仕様書

目的：

那覇市教育委員会総務課所蔵のマイクロフィルム（以下「マスターフィルム」という。）からポリエステルベース（PET ベース）のマイクロフィルム（以下「複製フィルム」という。）へ複製を行い、新たな保存用フィルム（DD フィルム）を作製する。

マスターフィルムの形態及び数量：

16mm ロール（リール式）、セルロースエステルベースのネガフィルム 58 本

マスターフィルムの取扱い：

- (1) マスターフィルムの保全に万全を期し、原形を保つこと。
- (2) 使用機材については、マスターフィルムを破損することのない機能を有し、かつ、十分な品質のマイクロフィルムを作製できる機能を有するものとする。特に、劣化が進んでいるマスターフィルムを、更に劣化させたり、破損させたりすることのない機材を使用すること。

複製作業：

- (1) 複製フィルムは、16mm・無孔・ポリエステルベースの銀-ゼラチンマイクロフィルムを用い、JIS 規格『銀-ゼラチンマイクロフィルムの処理及び保存方法』（JISZ6009）の 4 及び 5 の各号に準じて作業を行うこと。
- (2) 複製フィルムはマスターフィルムに忠実で、原資料との対応関係の明確な複製が得られ、長期保存に耐え得る処理を行うこと。
- (3) マスターフィルムの濃度検査を行い、プリント時の露光値を決定すること。マスターフィルムの損傷・状態が複製フィルムの品質に影響を及ぼす可能性がある等、委託者に報告する必要がある場合は「複製作業報告書」を作成し、提出すること。
- (4) 複製フィルムのリーダーフィルム及びトレーラーフィルムの長さは、JIS 規格『16mm 及び 35mm 銀-ゼラチンマイクロフィルム撮影方法』（JISB7187）の 6.2 に準じること。

保持具及び保存箱

- (1) 複製フィルムは、マスターフィルムに準じる単位でプラスチックリールに巻いたものに紙製の帯を巻き、紙製のフィルム保存箱に収める。フィルム保存箱の外側にはマスターフィルムが保存されている保存箱にある情報を表示する。
- (2) 複製フィルムの保持具及び保存箱に用いる材料は、次の各規格に準じるものとする。

ア プラスチックリール：JIIMA 規格『16mm 及び 35mm マイクロフィルム用リール』

(JIIMAB7189)、JIS 規格『銀-ゼラチンマイクロフィルムの処理及び保存方法』(JISZ6009)の 10.1 及び 10.3

イ 帯紙及び保存箱：JIS 規格『銀-ゼラチンマイクロフィルムの処理及び保存方法』(JISZ6009)の 10.2

(3)プラスチックリールへの巻き方は、JIS 規格『16mm 及び 35mm 銀-ゼラチンマイクロフィルム撮影方法』(JISB7187)の 8.7 及び JIS 規格『銀-ゼラチンマイクロフィルムの処理及び保存方法』(JISZ6009)の 9.2※に準ずるものとする。

※ロールフィルムの場合で永久保存条件に該当する。

複製フィルムの検査：

(1)受託者は、複製フィルム等がこの「業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり仕上がっているか検査を行うこと。

納品物：

複製済マイクロフィルム 58 本

劣化したマイクロフィルムの廃棄：

複製完了後、劣化しているマスターフィルム 58 本を廃棄し、そのマニフェストを提出する。